

令和 8 年 10 月 19 日

関係各位

新発田市共同募金委員会

新発田市共同募金委員会における寄付金等の管理体制について

日頃より、赤い羽根共同募金運動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、北海道共同募金会で発生した使途不明金事案を受け、中央共同募金会では全国 46 都府県共同募金会を対象に「出納業務適正実施のための全国緊急一斉点検」を実施しました。その結果、新発田市共同募金委員会を含む新潟県共同募金会において、本事案と同様の使途不明金につながる不適正事案は確認されませんでした。

新発田市共同募金委員会では、市民の皆様からお預かりする寄付金を適正に管理するため、以下のとおり複数名による内部牽制体制を整備し、透明性の高い事務運営を徹底しております。

共同募金は、ご高齢の方や障害のある方の支援、ボランティアの支援など、民間の福祉活動を支える大切な財源となっておりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

■ 寄付金等の管理体制

1. 預金口座・届出印の管理

- ・会計責任者である事務局長が銀行届出印を管理し、押印を行います。
- ・地域福祉課長が通帳を管理し、共同募金事業担当職員および会計担当職員が実務を行うことで、複数名によるチェック体制を確保しています。

2. 現金処理の手続

現金での入金や各種支払が必要な場合は、会計担当職員が伝票を作成し、事務局長および地域福祉課長が内容を確認したうえで処理しています。

3. 募金の集計・入金

募金は 3 名の担当者が集計し、領収書を発行したうえで金融機関へ入金するなど、適正な現金管理を行っています。

4. 監査体制

年 1 回、監事 2 人（民間団体の会計担当者等）による定例監査を受けており、会計処理および管理体制の適正性を確認しています。

5. 参考

・中央共同募金会

（「共同募金会における出納業務適正実施のための全国緊急一斉点検結果のご報告」）

<https://www.akaihane.or.jp/news/49350/>

・新潟県共同募金会

（「共同募金会における出納業務適正実施のための全国緊急一斉点検」結果及び本県共同募金会の対応について）

https://akaihane-niigata.or.jp/info/news/kyobo_hokaido_r8_copy.html

【お問合せ】

新発田市共同募金委員会

新発田市本町 4-16-83（ボランティアセンター内）

TEL 23-1000 FAX 26-3300